

安楽知子さん（40年廃炉名古屋原発訴訟市民の会事務局長）のスピーチ

### 「めざそう！原発のない社会」

私たちの裁判は関西電力の11基の原発の内、40年の稼働を越えた高浜1・2号基、美浜3号機の運転延長の違法性の中止を求めて戦っている裁判です。

関電が規制委員会に高浜1・2号機の運転延長を申請したために3年前の4月14日にこの認可の差し止めを求めて名古屋地裁に提訴しました。その第一回の口頭弁論の前に6月20日規制委員が高浜の延長を認めてしまったので取り消し訴訟に切り替えて現在係争中です。

認可の取り消しの裁判なので勝てば即廃炉になります。美浜3号機については同じ年の11月に認可が出たので12月9日に一時停止を求めました。原告は福井県をはじめ関東・関西・愛知・岐阜の住民で高浜111名、美浜の方が73名になっています。

被告は国なので行政訴訟ですが関西電力も参考人として争っています。名古屋はもともと関電の電力消費地でもなく、何故名古屋で関電の原発裁判と思われる方もいらっしゃるかもしれませんが。しかし距離的には名古屋も高浜から120キロ、美浜から100キロ圏であり、日本海側から琵琶湖を抜けた伊吹おろしが吹きこむ地域であるため若狭の原発が大事故を起こせばこの関西圏も名古屋も共に被害を受ける運命共同体だと思っています。ただ、私たち愛知の住民が被害を受けるというだけで裁判をしているわけではありません。もちろん距離が近いほど被害が大きくなり避難が困難になることは事実です。そして忘れてならないのは特に高浜原発の音海地区で住民が再稼働に反対しているということを忘れてはなりません。

何よりもエネルギー基本計画で2030年の原発比率を20%～22%に維持しようという計画に対し現実の壁になるために老朽原発の再稼働の前例を作らせてはならないと考えて戦っています。

裁判はすでに高浜で10回、美浜で8回開かれ老朽原発の危険性やその運転延長を認めた審査の違法性を訴えてまいりました。

福島第一原発の事故の後、翌年原子力等規制法が改正され運転延長は原則40年となりましたが規制委員会の審査に合格すれば1回に限り20年の延長ができるという項目が設けられました。当時の民主党の大臣も40年を超えた原発の稼働は極めて限定的なケースと言っていましたし、当時の規制委員会の田中委員長も審査の基準の要件を希望せず否認になる場合があると厳格に審査する姿勢を示していました。ところが申請を出した東海原発を含めて申請を出したすべての原発に認可を出しています。高浜1・2号基や美浜3号機審査で実際行われたのは法令で定められた認可期限に間に合わせるために関電の尻をたたきつつ検査項目の先送り、審査の手抜きなど古い規格を持ち出して審査を緩めるということでした。その過程で関電の40代の社員が過労死をしています。原発の寿命を延ばすために労働者が寿命を縮めてしまった。そんな無理な審査だったわけです。

そもそも日本の規制基準が世界で最高水準であるわけもなく世界の審査基準と比べても軽薄で不十分だと裁判の中で訴えてまいりました。原発コンサルタントの佐藤暁さんに100ページにも及ぶ詳細な意見書を書いていただきまして提出しています。

規制委員会の更田委員長は1月の定例会見で東海第二の延長の認可に対し全国の例を挙げて40年で1回確認して20年の延長は国際的相場観かに照らしてみてもおおよそ良くみられる数字だと思っていると述べました。しかし国際的相場観からみてこんな地震大国で地震活

動期に入っても 40 年を超えた原発を再稼働しようなどという国は日本しかありません。

老朽原発はアキレス腱でもありもっとも慎重に審査しなければならない。(略) 原子力容器の金属試験のデータでも関電からもらわずに関電の結果をうのみにして許可をしたことが明らかになりました。関電はこの審査のデータをどこにも出していない。経年劣化の電気ケーブルの絶縁テープをチェックするための問題など他にもシートで覆うなどお粗末なやり方で許可をしていると主張してきました。(注 1 = 谷次郎弁護士による老朽原発ケーブルが危ない参照)

他にもいろいろありますが高浜 1 号機については今年秋には対策工事が完了して再稼働するというのもあって論点は出し終えています。被告の反論を待つものもあります。なのでまだ結審は未定です。が今年中に再稼働することは無くなりました。関電は工事に建設時以上の大金をつぎ込むようです。工事遅れはそのまま稼働期間を目減りさせます。20 年の延長と言えども最大あと 15 年しか動かさせません。投資の元を取ろうとすれば老体にむち打って固守することになるでしょう。絶対に再稼働させてはなりません。

デンジャラス君という裁判でキャラクターを作りました。ぬいぐるみも作りました。会いたいなら裁判に是非足をお運びください。

(注 1) 原発のケーブルは高温、高湿、高放射線の環境におかれているので通常でも劣化します。それが、LOCA (冷却材喪失事故) が起こった場合には、高温高圧の水が蒸気の形で噴出して蒸し焼きのスチームオープン状態になるので、ケーブルの性能は著しく落ちてしまいます。そのため普段から相当に高い水準で劣化管理をしておく必要があります。

まだまだあります。難燃ケーブルを使わないといけないところ、非難燃ケーブルを防火シートでくるむ対策です。こんなものが難燃ケーブルと同等の性能とはとても思えません！また、絶縁低下したかどうかの基準として、関係ない数値・ケーブルの破断時の伸びを使う問題もあります。百歩譲って破断時の伸びを基準にするとしても、10cm のケーブルが 13cm に伸びたら切れるような劣化まで許すのはいかがなものでしょうか。(40 年廃炉名古屋原発訴訟市民の会 HP から)